

「後期高齢者医療制度のご案内」の訂正について

平素は、三重県後期高齢者医療広域連合の事業運営にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

被保険者証とともにお送りしました制度案内冊子「平成30年度後期高齢者医療制度のご案内」につきまして、記載誤りがありました。大変申し訳ございません。下記のとおり訂正がございますので、お知らせいたします。

記

「後期高齢者医療制度のご案内」 11ページ目 下段の表

- ・医療区分Ⅱ・Ⅲ（入院医療の必要性が高いかた）の低所得Ⅰの1日当りの居住費の負担額の罫線の位置

制度案内冊子の表紙

**冊子11ページ下段の表
(誤)**

医療区分Ⅱ・Ⅲ(入院医療の必要性が高いかた)			
所得区分		1食当たりの食費	1日当たりの居住費※2
現役並み所得者	一般	460円※1	370円
低所得Ⅱ	過去12か月の入院日数が90日以内	210円	
	過去12か月の入院日数が90日を超(長期入院該当)※3	160円	
低所得Ⅰ		100円	0円
老齢福祉年金受給者または境界層該当者			

↓

(正)

医療区分Ⅱ・Ⅲ(入院医療の必要性が高いかた)			
所得区分		1食当たりの食費	1日当たりの居住費※2
現役並み所得者	一般	460円※1	370円
低所得Ⅱ	過去12か月の入院日数が90日以内	210円	
	過去12か月の入院日数が90日を超(長期入院該当)※3	160円	
低所得Ⅰ		100円	0円
老齢福祉年金受給者または境界層該当者			